（結果表の作成等）

第十七条　（略）

2　農林水産大臣は、前条第六項及び第七項の規定により送付された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

3　（略）

（結果の公表）

第十八条　農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条において同じ。）等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

（結果表等の保存）

第十九条　（略）

（削る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関係書類の保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の農林業センサス規則第十九条第二項に規定する市区町村分割地図の保存については、なお従前の例による。

（結果表の作成等）

第十七条　（略）

2　農林水産大臣は、前条第六項の規定により送付された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

3　（略）

（結果の公表）

第十八条　農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十九条第一項において同じ。）等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

（結果表等の保存）

第十九条　（略）

2　市区町村長は、第七条に規定する農林水産大臣が定める方法により作成された農業集落及び経営体調査区新旧対照表並びに市区町村分割地図を五年間保存しなければならない。